

令和5年1月31日

北海道大学教職員組合
執行委員長 山田幸司 殿

国立大学法人北海道大学理事
行松泰弘

回 答 書

令和4年12月22日付け質問書に対し、下記のとおり回答します。

記

「(1)」について

本学では、令和4年9月26日付け役員会決定「北海道大学における研究インテグリティの確保に関する基本方針」及び「国内外の軍事・防衛を所管する機関等との研究の取扱い」に基づき、研究インテグリティを自律的に確保するための体制整備を進めております。

本通知は、上記に係る具体的な取り扱いを周知するため、最高研究責任者として業務を掌理する増田隆夫理事（研究、産学官連携担当）が発出したものです。

「(2)」について

これまでの経緯を踏まえ、本学のスタンスや規範となるものを示すことが必要と判断し、上記(1)のとおり基本方針及び取扱いを決定し、体制整備の一つとして発出したものですので、ご指摘には当たりません。